

社会福祉法人大川市福祉会  
木の香園児童支援センター防災計画

令和5年8月

社会福祉法人大川市福祉会

## 社会福祉法人大川市福祉会 防災計画（木の香園児童支援センター）

### 第1．計画作成の目的

この計画は、社会福祉法人大川市福祉会（以下、「本会」という。）における防災対策について必要な事項を定め、利用者及び職員の安全を確保し、被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

### 第2．平常時における対策

#### 1．防災対策委員会の設置等

##### （1）防災対策委員会の設置

本会における防災対策の総合的な推進を図るため、本部長を委員長とする防災対策委員会を設置する。

##### （2）防災対策委員会の構成

防災対策委員会は、委員長のほか、施設長、管理者、サービス管理責任者等をもって構成する。

##### （3）防災対策委員会の業務

防災対策委員会の業務は、次に定めるところによる。

ア 防災計画の改廃に関すること

イ 防災関係諸規程の整備に関すること

ウ 建物及び設備の耐震化並びに防災設備の改善及び強化に関すること

エ 防災訓練に関すること

オ 防災教育及び防災の広報に関すること

カ その他、防災上必要な事項

##### （4）防災対策委員会の開催

防災対策委員会は、6箇月に1度開催する。ただし、緊急に開催する必要があるときは、その都度委員長が招集する。

##### （5）業務班の設置

防災対策委員会の下に、委員長の指名する者を責任者とする総務班、情報班、設備点検班、消火班、避難誘導班、救援救護班及び物資班を組織する。

なお、各班の任務は、別表第1に定めるとおりとする。

#### 2．施設の安全対策

##### （1）施設の耐震化の推進

建築物の耐震診断を行い、その結果に基づき補強等の整備を計画的に行う。

##### （2）家具等の転倒防止対策

机、ロッカー、書棚等に、地震による転倒、移動、落下等の二次的被害を予防するため補強措置を講ずる。

##### （3）設備点検等の実施

危険物及び避難設備の点検整備を別表第2により行う。

○施設の安全確認

建築物の耐震診断を行い、その結果に基づき補強等の整備を計画防災対策委員会総務班 情報班 設備点検班消火班 避難誘導班救援救護班物資班ごとに行う。

※昭和55年新築のRC建物を令和3年4月に改築工事を行っている。

平成20年12月、大川市により耐震診断が行われ基準値を上回る結果を得ている。

○窓ガラス等の対策

網ガラス、強化ガラス等の使用に加え、割れても飛散しないようガラス飛散防止フィルム等で補強する。

○備品等の対策

机、ロッカー、タンス、書棚等は金具等で固定し、転倒や移動を防止する。

○屋外対策

遊具、物置、老木等の施設の構内にある倒壊危険物の点検を行い、危険がある場合には補強などを施す。

3. 物資の備蓄【本会は入所施設ではないが法人として対応する】

災害発生により必需品の補給が受けられなくなった場合やライフラインが停止した場合でも入所者への適切なケアを確保できるよう、食料品、医薬品、衛生用品等を備蓄する。

なお、備蓄する物資の種類及び数量は次のとおりとする。

種類		数量
食料品	利用者	40人の3日分
	職員	20人の3日分
医薬品及び衛生用品		利用者の3日分
飲料水		1人1日3リットル 3日分

大規模災害が発生した場合には行政も混乱し施設への救援活動を即座に実施できない可能性があります。このため、施設では、入所者及び職員の生活が維持できるように、3日分の食料、1日分の飲料水等の備蓄に努める。

○飲料水及び生活用水の備蓄

施設においては、飲料水のみならず洗濯物やおむつ使用者の清拭等のために大量の水が必要となる。飲料水については、1人1日3リットルを目安に3日分を各施設で備蓄し、生活用水については、受水槽の水の有効利用や井戸水等の自然水利の利用を検討する。

○利用者の特性に合わせた非常用食料の備蓄

断水、停電等に伴い、施設内での調理が不可能となることや食材の調達が困難になることが予想される。施設では、調理が不要な物、入所者の身体的特性に応じた食料品の選定を事前に行い、3日分の食料を備蓄する。

○衛生用品の備蓄

断水、停電等に伴い、洗濯や入浴、水洗トイレの使用が不可能となるなど、衛生面での様々な問題が予想される。紙おむつやウェットティッシュ等の衛生用品やポータブルトイレ等、**利用者の特性**に応じた物品を備蓄する。

○医薬品の備蓄

入所者の中には、常時投薬が必要な慢性疾患を有している方がおられる。このような方は投薬が途切れると生命の危険にかかわる場合もあるため、施設では3日分の医薬品を備蓄する。

また、緊急時にはどこにいても投薬が継続されるよう、各人の投薬に関する情報を保管する。

4. 職員参集体制の整備

災害発生時の職員参集計画及び役割分担計画は、別表第3のとおりとする。

5. 利用者の安否確認の方法の検討【本会は入所施設ではないが法人として対応する】

利用者が施設外にいる時の安否確認方法について、利用者又はその家族と事前に話し合い合意形成を図る。

6. 利用者家族との連絡体制の確立

利用者の引き取り方法をあらかじめ家族との間で協議し、引き取りに関する情報を台帳として整備する。

7. 避難経路及び避難所の確認

近隣の避難場所とそこまでの経路を確認するとともに、避難場所管理者と受入れ体制や必要なサポートについて調整を図る。また、送迎時の被災に備え、送迎経路にある避難場所及び他の社会福祉施設の位置を確認する。

## 8. 地域社会との連携

近隣の病院、開業医、他の社会福祉施設、地域の自主防災組織（自治会）、民生委員等と日ごろから連携を図り、緊急時の協力体制を確立する。

## 9. 防災訓練の実施

利用者の安全な場所への避難・誘導、負傷者の救護・応急措置等、職員各人に定められた任務を確実に果たし被害を最小限にとどめるため、防災訓練を年2回以上実施する。

## 第3. 災害発生直後における対策（震災）

### 1. 身の安全の確保

自らの身の安全を確保するとともに、とっさの判断や行動が困難な高齢者、障害者等に対して頭からふとんを掛けるなど頭部を守る行動をとるよう呼びかける。

### 2. 初期消火活動

火元付近にいる職員は分担し火元の点検及び消火活動を行う。

### 3. 出口及び通路の確保

利用者が安全な場所へ避難できるよう出口や通路の安全性の確保を行う。

### 4. 利用者及び職員の安否確認

利用者及び職員の安否確認を実施し、安全な避難スペースへ誘導する。

### 5. 利用者及び職員の応急手当の実施

利用者及び職員の怪我等の状態を確認し、負傷者に対し応急手当を施す。

### 6. 情報の入手

テレビ、ラジオ等により情報を入手し、周囲の状況を正確に把握する。

### 7. 組織活動の開始

職員参集計画・役割分担計画に基づき、参集した職員による班編成を行うとともに組織活動を開始する。

### 8. 施設内外の点検

火気器具及び危険物の点検を行い、出火の有無を確認した上で施設の倒壊危険性の判定を行う。また、室内、通路、廊下等の落下物や転倒物の点検を行い、二次被害の発生を防ぐ。

## 9. 利用者の避難誘導

施設長等は建物の損壊状況や周囲の状況を踏まえ、建物内にとどまるか建物外へ避難するか判断し避難行動を指示する。

また、利用者を建物外へ避難誘導する場合、職員は利用者のケース記録、カルテ、処方箋、常備薬等の生命に関わる物を非常持出品として携帯する。

- 建物の耐震性が高く被害が軽微な場合  
建物内で待機する。
- 建物に大きな損壊があり建物内にとどまることが危険な場合施設敷地内の安全な広場等へ利用者を誘導する。また、被災を免れた周辺の建物等の理解を求め利用者を誘導する。
- 火災等により施設周辺にとどまることが危険な場合避難場所へ利用者を誘導する。自力避難が困難な利用者が多数いる施設や誘導にあたる職員が不足する場合には、地域住民に協力を求める。

## 第4. 災害発生直後における対策（風水害）

### 1. 情報の入手

テレビ、ラジオ、インターネット等により情報を入手し、施設周辺の状況を正確に把握する。

### 2. 定期的な情報提供

利用者及び職員の不安を解消するため、定期的に情報提供を行う。

### 3. 消火活動等の準備

火元及び危険物の点検を行い、火気使用を制限する。

### 4. 物資の保護

浸水に備え、食料品、医薬品、衛生用品、衣類等の物資を高い場所へ移動させる。

### 5. 避難誘導の準備

#### (1) 救護運搬用具及び非常持出品の確認

担架、車椅子、搬送用ゴムボート等の救護運搬用具、及び非常持出品を確認する。また、利用者の健康状態を確認し、身体状況に応じた避難方法及び避難経路を確認する。

#### (2) 出口及び通路の確保

利用者が安全な場所へ避難できるよう必要な出口や通路の安全性の確保を行う。

### 6. 利用者の避難誘導

施設長等は、気象情報や建物の立地条件を踏まえ、建物内にとどまるか建物外

へ避難するかどうかが判断し避難行動を指示する。

また、利用者を建物外へ避難誘導する場合、職員は利用者のケース記録、カルテ、処方箋、常備薬等の利用者の生命に関わる物を非常持出品として携帯する。

## 第5．被災生活の確保・サービス再開に向けた対策

### 1．利用者家族への安否情報の提供

利用者家族へ安否情報の提供を行う。

### 2．情報通信体制の確立

食料、水、トイレ等の生活必需品及び水道、電気、ガス、電話等のライフラインを確認し、市や関係事業者へ状況報告と応援要請を行う。

### 3．人的資源の確保

サービス再開に向け職員が勤務できるか確認し、不足する場合には市、社会福祉協議会等に対して派遣要請を行う。

### 4．備品等の確保

サービス再開に向け日常的に必要な備品等の確認を行い、不足する場合には市や関係機関と連携を図り調達する。

### 5．利用者の心のケアと健康状態の確認

利用者の精神状態及び健康状態を継続的に確認し必要な対応にあたる。

(参考資料)

「障害福祉施設等防災計画策定のためのマニュアル」 平成24年8月

## 別表第1

班別任務分担表

班名	責任者	任務
総務班	岡田理恵	1 . 防災対策委員会の庶務 2 . 他の業務班との連絡調整 3 . 避難の指示
情報班	単位1 川 単位2 古賀 児発 高田 託児 荒巻	1 . 情報の収集と伝達 2 . 消防機関等関係機関との連絡調整 3 . 他の社会福祉施設との支援調整
設備点検班	単位1 中村 単位2 石橋 児発 小宮 託児 乗富	1 . 施設の安全確認 2 . 資材及び設備の転倒防止並びに窓ガラスの飛散防止 3 . 非常口の開放
消火班	単位1 中村 単位2 石橋 児発 小宮 託児 乗富	1 . 消防用設備及び危険物の点検 2 . 火気等の遮断の確認 3 . 消火器等による消火活動
避難誘導班	単位1 川 単位2 古賀 児発 高田 託児 荒巻	1 . 避難場所及び避難経路の確認 2 . 避難経路の障害物の除去 3 . 利用者の避難誘導
救援救護班	単位1 詫摩 単位2 小川 児発 常勤職 託児 乗富	1 . 負傷者の救護及び応急措置 2 . 医療機関への連絡
物資班	単位1 白谷 単位2 牟田口 児発 常勤職 託児 乗富	1 . 食料、飲料水等の備蓄の整備及び点検 2 . 食料、飲料水等の確保及び搬出



## 別表第2

## 点検整備表

対象物	点検事項	点検担当者
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物の耐火性及び耐震性（構造、内装、防火区域等）に異常がないか</li> <li>○ 建築物の基礎・土台が老朽化していないか</li> <li>○ 外壁又は内壁に亀裂による落下の恐れがないか</li> <li>○ 出入口、廊下及び階段に転倒するおそれがある物又は落下するおそれがある物がないか</li> <li>○ 照明器具、時計等は固定されているか</li> <li>○ 防火扉の破損等はないか</li> <li>○ 機材及び設備が倒壊するおそれがないか</li> <li>○ 安全な避難経路が確保されているか</li> </ul>	管理者 各児発管
火気使用 設備器具 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火気使用設備（ボイラー・ガス関係設備・湯沸所等）、火気使用器具（炊事器具、暖房器具及び電気器具全般）の安全性及び耐震性はどうか</li> <li>○ 火気使用設備などは転倒又は落下しないか</li> <li>○ 火気使用器具の台座が安全になっているか</li> <li>○ 周囲から転倒又は落下するものはないか</li> <li>○ 火気使用器具の周囲に燃えやすいものが置いてないか</li> <li>○ ボンベ等の燃料容器の転倒防止ができていないか</li> </ul>	各児発管
消防用設 備関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消火器等が指定された場所にあるか</li> <li>○ 消火器が転倒又は落下し、損傷を受けることはないか</li> <li>○ 消火栓及び火災報知機の点検・管理は適切に行われているか</li> </ul>	各正規職員

## 別表第3

## 職員参集計画・役割分担計画

班名	任務	責任者名	構成員名
総務班	1 . 他の業務班との連絡調整 2 . 避難の指示	岡田理恵	
情報班	1 . 情報の収集と伝達 2 . 消防機関等との連絡調整 3 . 他の社会福祉施設との支援調整	単位1 川 単位2 古賀 児発 高田 託児 荒巻	
設備点検班	1 . 資材及び設備の転倒防止措置 2 . 非常口の開放	単位1 中村 単位2 牟田口 児発 小宮 託児 乗富	
消火班	1 . 火気等の遮断の確認 2 . 消火器等による消火活動	単位1 中村 単位2 牟田口 児発 小宮 男性職員	
避難誘導班	1 . 避難経路の障害物の除去 2 . 利用者の避難誘導	単位1 川 単位2 古賀 児発 高田 託児 荒巻	
救援救護班	1 . 負傷者の救護及び応急措置 2 . 医療機関への連絡	単位1 詫摩 単位2 小川 児発 常勤職 託児 乗富	
物資班	1 . 食料、飲料水等の確保及び搬出	単位1 白谷 単位2 牟田口 児発 常勤職 託児 出勤職	